

介護保険料のお知らせ

町民の皆様には、「介護保険制度」の推進につきまして日頃よりご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

介護保険料は、介護サービスを必要とする方の人数や、給付費（介護保険サービスを利用した際に町から支払われる費用）等を予測して、3年ごとに見直しが行われ、令和6年度から令和8年度までの保険料の基準額は、下記のとおり決定しました。

介護保険料は、介護保険制度を社会全体で支え維持するために必要不可欠なものとなっておりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

保険料基準額 年額 76,800円（月額 6,400円 ※所得段階5段階の額）

○保険料は「基準額」をもとに、所得等によって次のように分かります。

（円）

所得段階	世帯	本人	基準額 ×調整率	年額
第1段階	住民税 非課税	生活保護受給の方、老齢福祉年金受給の方	基準額 × 0.285	21,800
		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万9千円以下の方		
第2段階		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万9千円超120万円以下の方	基準額 × 0.485	37,200
第3段階		課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	52,600
第4段階	住民税 課税	課税年金収入額と合計所得額の合計が80万9千円以下の方	基準額 × 0.90	69,100
第5段階 [基準額]		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万9千円超の方	基準額 × 1.00	76,800
第6段階		合計所得額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	92,100
第7段階		合計所得額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	99,800
第8段階		合計所得額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	115,200
第9段階		合計所得額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	130,500
第10段階		合計所得額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	145,900
第11段階		合計所得額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	161,200
第12段階		合計所得額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	176,600
第13段階		合計所得額が720万円以上の方	基準額 × 2.40	184,300

※課税年金収入額と合計所得額は、前年（1月1日から12月31日まで）のものです。

※第1～3段階の方の保険料は、公費投入（国・県・町が負担）により軽減されています。

※令和7年度から、所得等の合計80万円が80万9千円に改正されました。

○介護保険料の納め方

65歳の誕生日を迎えられた方には、はじめは納付書により納付していただくことになりますが、後に年金からの天引きを開始する際には、事前にお知らせいたします。



【お問合せ先】 鯉ヶ沢町ほけん福祉課 介護保険班

☎ 0173-82-0957（直通） ・ ☎ 0173-72-2111（代表）